

事務連絡

令和3年3月25日

新2学年国際系保護者様

東京都立大島海洋国際高等学校長

川口元三

(公印省略)

令和3年度第2学年国際系乗船説明会の御案内について

平素より本校の教育活動に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

第2学年海洋系の生徒の実習船「大島丸」による航海実習について、令和3年度運航計画が確定いたしましたので、保護者の方を対象といたします乗船説明会をオンライン配信において実施します。御多用のことと存じますが、御参加いただきますよう、よろしくお願い致します。

記

- 1 日 時・・・ 令和3年3月27日（土）午後2時から午後2時40分（予定）
 - 2 場 所・・・ オンライン会議室(webex を活用します)
アクセス先(インターネットアクセス可能な端末からアクセスしてください)
ミーティング番号（アクセスコード）：(生徒に持たせています)
ミーティングパスワード:(生徒に持たせています)
※ 13時50分になりましたら、入室できます。
※ 保護者様の端末に、Webex のアプリケーションを事前にダウンロードしてください。(https://www.webex.com/ja/downloads.html)
 - 3 内 容・・・ 2学年国際系乗船実習の概要説明及び質疑応答
- 注意事項・・・ オンライン会議参加にあたり、マイク・イヤホン等は必要に応じて各自で御準備ください。また、会議中もハウリング等を避けるため、発言時以外にはマイクをオフにしてください。

問い合わせ先

東京都立大島海洋国際高等学校

1学年 北原、副校長 山室

電 話：04992-4-0385

ファクシミリ：04992-4-1764

15 期生国際系航海実施に伴う参加同意書の提出について

保護者の皆様には、御案内のとおり保護者向け乗船前説明会で説明いたしますとともに、以下の概要、船内規律、携帯電話の船内持込等を御確認いただき、お子様と相談の上、乗船への意思決定をしていただきますようお願いいたします。

つきましては、別紙1「乗船実習同意書」に必要事項をご記入いただき、署名・押印の上、御提出願います。御多用の折、大変恐縮ですが、4月6日（火）に担任へ提出していただきますようお願いいたします。

2 学年国際系乗船実習について概要

| | |
|--------|---|
| 航海名 | 2年国際系乗船実習 |
| 航海期間 | 【第1次】5月6日（木）～5月15日（土） 【第2次】5月17日（月）～5月26日（水） |
| 航海日数 | 10日 |
| 寄港地 | 大島、小笠原 |
| 研究調査項目 | 水産・海洋施設の見学、気象観測、潜水学習、無人島周辺観察 |

(1) 主な実習内容（異文化理解 1単位の単元）

- 1 1年次基礎航海実習を経て、さらに学習内容を発展させ10日間の近海航海を実施する。
- 2 航海中の日常生活において、集団規律を重んじた体験をし、シーマンシップの精神を育てる。
- 3 外洋における船舶運航に関する基礎的な知識・技術を習得し、海洋研究・産業に関する興味・関心を高める。
- 4 小笠原において、世界遺産の自然・海洋環境、離島の文化・産業を見聞し琉。また、マリンスポーツの総括としてダイビング実習を行う。また、海洋施設見学を通して海洋への興味・関心を深めるとともに、進路選択への一助とする。
- 5 船員の業務を体験し、勤労観・職業観を深化させる。

(2) 大島丸船内規律

- 1 船長、指導教諭の許可無しに船を去ってはならない。
- 2 船長、指導教諭の指示、指導には必ず従うこと。
- 3 船長、指導教諭の許可無しに携帯電話及び必要な物以外を持ち込んではいならない。又、船内の物を持ち出してはならない。必要に応じ所持品の検査を行う。
- 4 火気の取り扱い、飲酒、喫煙、賭け事を厳禁する。
- 5 いかなる理由があっても、立入禁止区域には入ってはならない。
- 6 いかなる理由があっても、男子が女子の部屋へ・女子が男子の部屋へ入ってはならない。又、男女間の交際も節度を守らなければならない。
- 7 原則として、日没から起床まで外甲板へは出てはならない。
- 8 服装は本校所定のものを着用すること。
- 9 粗暴な振る舞い、秩序を乱すことをしてはならない。
- 10 乗船中の長髪、脱色、染色を禁止する。

- 11 常に礼儀正しく行動し、あいさつ・言葉遣いに気をつけること。
 - 12 時間を厳守すること。
 - 13 自室外へ出るときは実習着、実習帽を着用すること。
 - 14 自室、身の回りの整理整頓を行うこと。
 - 15 消耗品の節約に心掛けること。特に節水・節電には注意すること。
 - 16 停泊中、金銭の濫費をしないこと。
 - 17 病気、事故が発生した場合、速やかに船長・指導教諭又は乗組員へ届け出ること。
- ※ 以上の項目に反した場合は、船長の判断により下船等を命ずることがある。この場合は、下船地への保護者の迎えを必要とします。

(3) 携帯電話の船内持込について

携帯電話の船内持込については、下記の事項を遵守し使用することを同意確認の上、許可致します。

- 1 携帯電話の持込希望者は乗船時、必ず指導教諭に申し出ること。
- 2 携帯電話は乗船期間中指導教諭が預かり保管する。預ける者は電源を必ず切り、名前を記入の上預けること。
- 3 携帯電話の船内使用は禁止とする。船内より電話を掛ける場合は船内にある公衆電話を使用すること。
- 4 携帯電話の充電場所は指導教諭指定の場所以外では禁止すること。
- 5 携帯電話の使用は原則自由上陸時、指導教諭が必要であると認めた場合に限ること。
- 6 携帯電話使用後は速やかに指導教諭へ預けること。

乗船の参加意思決定につきましては、乗船実習同意書 により、提出期日までに、必要事項をご記入の上、担任まで提出をお願いいたします。

以 上